

平成 24 年 4 月 1 日特定非営利活動促進法改正について

1 提出書類の変更

以下の表をご確認下さい。下線部分が変更している部分です。

手続き	提出書類	備考
事業報告	①事業報告書等提出書②事業報告書③活動計算書④貸借対照表⑤財産目録⑥年間役員名簿⑦10人以上の社員名簿	収支計算書から活動計算書に変更
定款変更 (認証事項)	①定款変更認証申請書②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本③変更後の定款④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書⑤定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	収支予算書から活動予算書に変更
定款変更 (認証不要事項)	①定款変更届出書②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本③変更後の定款	議事録の謄本が追加
定款変更後	①定款変更登記完了提出書②登記事項証明書④登記事項証明書の写し	登記事項に変更が生じた場合のみ提出
役員変更	①役員の変更等届出書②変更後の役員名簿③住所又は居所を証する書面(新任のみ)④誓約及び就任承諾書の謄本(新任のみ)	変更後の役員名簿は、事務所に備え置き

※ 当分の間は、収支計算書(収支予算書)での提出も可能です。

2 定款の変更(新旧対照表)

法律の改正に伴い、下線部分が変更している部分です。条文番号は例となりますので、法人の定款に合わせてご利用下さい。

確認	・・・確認していただければよいもの
任意	・・・変更したほうがよいもの
変更	・・・必ず変更していただきたいもの

(1) 変更事項のうち、定款変更をするとき認証申請が必要になる変更事項

	現 行	変 更 後	備考
確認	(事業の種類) 第5条(条文省略) 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に使用するものとする。	(事業の種類) 第5条(条文省略) 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に使用するものとする。	特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載なし
任意	(職務) 第15条(条文省略) (追加) 2~4(条文省略)	(職務) 第15条(条文省略) 2 理事長以外の理事は、 <u>法人の業務について、この法人を代表しない。</u>	旧法16条2 理事の代表権の制限に関する規程

		<p><u>3~5</u> 以下条項繰り下げ</p>	<p>注) この規定がなくても、理事の代表権の制限の登記は可能です</p>
任意	<p>(任期等) 第 16 条 (条文省略) (追加) 2 ~ 4 (条文省略)</p>	<p>(任期等) 第 16 条 (条文省略) <u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3・4 以下条項繰り下げ</p>	
任意	<p>(権能) 第 23 条 (条文省略) (1)~(3) (条文省略) (4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>収支決算</u> (6)~(10) (条文省略)</p>	<p>(権能) 第 23 条 (条文省略) (1)~(3) (条文省略) (4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>活動決算</u> (6)~(10) (条文省略)</p>	<p>法 10 条 1 ⑧ 法 27 条 ③ 注) この条を変更する場合は、<u>第 32 条、第 44 条、第 47 条も変更が必要</u></p>
任意	<p>(開催) 第 24 条 (条文省略) 2 (条文省略) (1)・(2) (条文省略) (3) <u>第 15 条第 4 項第 4 号</u>の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>(開催) 第 24 条 (条文省略) 2 (条文省略) (1)・(2) (条文省略) (3) <u>第 15 条第 5 項第 4 号</u>の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>第 15 条の変更に伴う条ずれ 注) <u>第 15 条の変更がなければ変更不要</u></p>
任意	<p>(議決) 第 28 条 (条文省略) 2 (条文省略) (追加)</p>	<p>(議決) 第 28 条 (条文省略) 2 (条文省略) <u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>法 14 条の 9 の 1 社員全員の書面表決により総会があったものとみなす場合の規定 注) <u>社員全員の書面表決が想定されない場合は不要</u></p>
任意	<p>(表決権等) 第 29 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 前項の規定により表決した正会員は、<u>前 2 条及び次条第 1 項</u>の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 (条文省略)</p>	<p>(表決権等) 第 29 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条</u>の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。 4 (条文省略)</p>	<p>法 14 条の 9 の 1 社員全員の書面表決により総会があったものとみなす場合の規定 注) <u>社員全員の書面表決が想定されない場合は不要</u></p>
任意	<p>(議事録) 第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(議事録) 第 30 条 (条文省略)</p>	

<p>(1) 日時及び場所 (2) 正会員の総数 (3) 出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） (4) 審議事項 (5) 議事の経過の概要及び議決の結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 （条文省略） （追加）</p>	<p>(1) 日時及び場所 (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 （条文省略） 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名</p>	<p>みなし総会を取り入れる場合は必要</p>
<p>任意</p> <p>（開催） 第 33 条 （条文省略） (1)・(2) （条文省略） (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>（開催） 第 33 条 （条文省略） (1)・(2) （条文省略） (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>第 15 条の変更に伴う条ずれ</p>
<p>任意</p> <p>（議事録） 第 38 条 （条文省略） (1) 日時及び場所 (2) 理事の総数 (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。） (4) 審議事項 (5) 議事の経過の概要及び議決の結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p>	<p>（議事録） 第 38 条 （条文省略） (1) 日時及び場所 (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項</p>	<p>注) 第 15 条の変更がなければ変更不要</p>
<p>変更</p> <p>（定款の変更） 第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<u>軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>（定款の変更） 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<u>以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) 目的 (2) 名称 (3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p>	<p>法 25 条 3 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大に伴う変更 注) 法第 25 条第 3 項に「軽微な事項」の定めがなく、<u>なったため修正</u></p>

	<p>(4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）</u></p> <p>(5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p>(6) <u>役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）</u></p> <p>(7) <u>会議に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項</u></p> <p>(9) <u>解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）</u></p> <p>(10) <u>定款の変更に関する事項</u></p>	また、資産の区分を追加すると条ずれが発生する。
--	--	-------------------------

(2) 変更事項のうち、定款変更をするとき届出のみで行う変更事項

	変更前	変更後	備考
確認	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、<u>主たる事務所</u>を栃木県宇都宮市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p>	
確認	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条（条文省略）</p> <p>(1)～(3)（条文省略）</p> <p>(4) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(5) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条（条文省略）</p> <p>(1)～(3)（条文省略）</p> <p>(4) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(5) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	
任意	<p>(追加)</p>	<p><u>(資産の区分)</u></p> <p><u>第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事項に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。</u></p>	特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、その旨記載する。以下条ずれが発生
任意	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	法10条1⑧ 注) この条を変更する場合は、 第23条、第47条も変更が必要
確認	<p>(暫定予算)</p> <p>第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の費まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	
任意	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、収支計</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第47条 この法人の事業報告書、活動計</p>	法27条③

<p>算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(解散) 第 50 条 (条文省略) (1)～(4) (条文省略) (5) <u>破産</u> (6) (条文省略)</p>	<p>算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(解散) 第 51 条 (条文省略) (1)～(4) (条文省略) (5) <u>破産手続き開始の決定</u> (6) (条文省略)</p>	<p><u>注) この条を変更する場合は、第 23 条、第 44 条も変更が必要</u></p> <p>残余財産の帰属すべき者に係るものは、<u>認証</u>です。</p>
---	---	--

(1)と(2)に該当する定款変更をした場合の添付書類

①定款変更認証申請書 (1部) ②定款変更届出書 (1部) ③定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (1部)

④変更後の定款 (2部) ※

※(1)と(2)の変更をどちらも反映させたもので構いません。附則欄に以下のように記載してください。

<p>附 則</p> <p>この定款は、総会の議決のあった〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p>この定款は、所轄庁の認証のあった平成 年 月 日から施行する。</p>
--

3 理事の代表権喪失登記

平成24年4月1日から施行された改正特定非営利活動促進法及び改正組合等登記令により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において特定の理事(理事長等)のみが法人を代表する旨の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

改正組合法令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、施行の日から6ヶ月以内に(ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に)法人を代表する特定の理事(理事長等)以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることがありますのですみやかに変更をお願いします。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

<p>問合せ先 市民活動支援課 市民活動支援担当 電話 20-2154 FAX 21-7266 メールアドレス katsudou@city.ashikaga.lg.jp</p>
--